証券コード：8142

第72回 定時株主総会
招集ご通知

toho

株式会社トーホー

日　時

2025年４月23日（水曜日）午前10時
（開場　午前９時15分）

場　所

神戸市中央区港島中町６丁目10番地１
神戸ポートピアホテル本館地下１階「偕楽の間」
（末尾の「株主総会　会場ご案内」をご参照ください。）

議　案

第１号議案 剰余金の処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役９名選任の件
第４号議案 監査役１名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、法令に定める基準（2025年１月31日）までに書面交付請求されていない株主様には、要約版の書面をお送りしております。従来どおりの招集ご通知は当社ウェブサイト上の電子データをご参照ください。

株主の皆様へ



株主の皆様には、日頃よりひとかたならぬご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第72回定時株主総会を2025年４月23日（水曜日）に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

2025年１月期は、中期経営計画（3ヵ年計画）「SHIFT-UP 2027」の初年度として、「新たな成長ステージへの変革」「サステナビリティ経営の推進」「企業認知度の向上と株主還元の継続」の３つの重点施策に沿った取り組みを推進いたしました。中でも「新たな成長ステージへの変革」を行うための基盤づくりとして、期中に長年コア事業の一翼を担ってきた食品スーパー事業から完全に撤退し、外食ビジネス向けの販売を中心とした企業グループへと変革いたしました。

本中計では、最終年度（2027年1月期）の財務目標の達成とともに、その延長線上にある2030年１月期に向けた長期ビジョン「日本、そして海外の外食ビジネスの発展に貢献する企業グループを目指す」の実現のための具体的な取り組みを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　古賀裕之

トーホーグループの経営理念

「食を通して社会に貢献する」

トーホーグループは、戦後まもない1947年、食糧難の時代に「食の流通を通して社会を豊かにしたい」という想いで創業いたしました。

経営理念には、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」に配慮し、「食」に関するあらゆるシーンを支えながら、新たな食の価値を創造し、社会に貢献していこうという想いが込められております。

私たちは、グループ各社の専門性と総合力を活かして、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」を基本に、「健康で潤いのある食文化に貢献する」ことで、社会から信頼され必要とされる企業グループを目指しております。

証券コード　8142
（発送日）2025年４月4日
（電子提供措置の開始日）2025年4月1日
神戸市東灘区向洋町西５丁目９番
株式会社トーホー
代表取締役社長　古賀裕之

株　主　各　位

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.to-ho.co.jp/ir/meeting.html

　また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)またはインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。(2～3頁ご参照)

敬　具

記

1. 日　　時　2025年４月23日（水曜日）午前10時（開場　午前９時15分）
2. 場　　所　神戸市中央区港島中町６丁目10番地１神戸ポートピアホテル本館地下１階「偕楽の間」
3. 目的事項
報告事項
１．第72期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第72期（2024年２月１日から2025年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

議決権の行使等についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会に出席する場合



株主総会開催日時　2025年４月23日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
※議決権を行使することができる株主様以外の方（株主でない代理人の方など）はご入場いただけませんのでご注意ください。
※車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております。

株主総会に出席されない場合

》議決権行使書の郵送

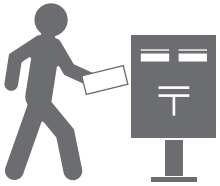

行使期限　2025年４月22日（火曜日）午後６時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

》インターネット等による行使

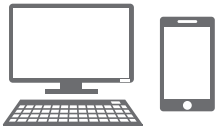

行使期限　2025年４月22日（火曜日）午後６時まで

議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

ご注意

- 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、パソコン・スマートフォンによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・本招集ご通知に際しまして、株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、下記の事項を記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
　①事業報告の主要な営業所および工場等、従業員の状況、主要な借入先および借入額、会計監査人の状況、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制
　②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
　③計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

≫インターネット等による議決権行使のご案内



インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

行使期限 **2025年４月22日（火曜日）午後６時まで**

議決権行使ウェブサイトアドレス **https://www.web54.net**

「スマート行使」による方法

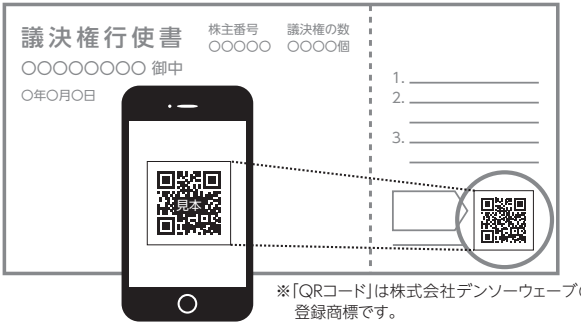

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

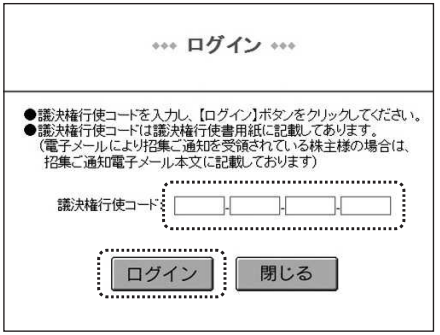

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 ［受付時間（午前９時～午後９時）］

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第72期の期末配当につきましては、配当方針に基づき、今後の事業展開などを勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

１．配当財産の種類
　金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき70円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は755,041,000円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日
　2025年４月24日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由
　経営環境が急速に変化する中、取締役の任期を短くすることで、経営陣を柔軟に再編成し、迅速な対応を可能にすること、および任期を１年とすることで、株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として変更するものであります。

２．変更の内容
　変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変　更　案
（任期） **第21条**　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役または退任した取締役の任期の満了する時までとする。	**（任期）** **第21条**　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜削除＞

第3号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役４名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	古賀 裕之（こが ひろゆき） 再任	代表取締役社長	100% (18回／18回)
2	奥野 邦治（おくの くにはる） 再任	取締役執行役員	94.4% (17回／18回)
3	土井 弘光（どい ひろみつ） 再任	取締役執行役員	100% (18回／18回)
4	田上 玲子（たがみ れいこ） 新任	執行役員	―
5	原田 大介（はらだ だいすけ） 新任	執行役員	―
6	佐藤 尚文（さとう なおぶみ） 再任 社外 独立	取締役	100% (18回／18回)
7	原田 比呂志（はらだ ひろし） 再任 社外 独立	取締役	100% (18回／18回)
8	渡 真利 千恵（と まり ちえ） 再任 社外 独立	取締役	100% (18回／18回)
9	山村 和正（やまむら かずまさ） 新任 社外 独立	―	―

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	こが　ひろ　ゆき 古賀　裕之 (1957年5月5日生) **再任** 所有する当社株式数 7,420株 取締役会の出席状況 18回中18回 取締役在任年数：8年 (本株主総会終結時)	1976年４月　当社入社 1995年２月　当社ディストリビューター事業部岡山支店長 2001年９月　当社ディストリビューター事業部中国地区統括支店長兼岡山支店長 2008年２月　当社執行役員ディストリビューター事業部四国地区担当兼中国地区統括支店長兼広島支店長 2008年８月　株式会社トーホーフードサービス執行役員中四国営業部長兼中国地区統括支店長兼広島支店長 2011年３月　株式会社トーホー・群馬代表取締役社長 2015年３月　株式会社昭和食品代表取締役社長 2015年10月　株式会社トーホー・北関東代表取締役社長 2017年３月　当社執行役員 2017年４月　当社代表取締役社長（現任）
	【取締役候補者とした理由等】 古賀裕之氏は、営業部門を幅広く経験し、2011年にグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、企業経営、営業部門において豊富な見識と経験を有しております。2017年に当社の代表取締役に就任し、強いリーダーシップで当社グループを牽引してきた実績と経営者としての豊富な経験・見識を有しており、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	おく　の　くに　はる 奥　野　邦　治 （1961年９月26日生） **再任** 所有する当社株式数 2,000株 取締役会の出席状況 18回中17回 取締役在任年数：4年 （本株主総会終結時）	1984年３月　当社入社 2006年２月　当社Ａ－プライス事業部営業企画室長 2008年８月　株式会社トーホービジネスサービス人事総務部長 2011年３月　同社取締役人事総務部長 2012年２月　株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー代表取締役社長 2019年３月　株式会社トーホービジネスサービス代表取締役社長 株式会社トーホー・コンストラクション取締役 2020年３月　株式会社鶴ヶ屋監査役 2021年３月　当社常勤顧問 株式会社トーホー・コンストラクション監査役 2021年４月　当社取締役人事部、コンプライアンス室担当 2022年３月　株式会社トーホーストア監査役 2022年６月　株式会社トーホーストア取締役 2023年３月　当社取締役執行役員商品戦略本部長（現任） 株式会社トーホー・北関東監査役
	【取締役候補者とした理由等】 奥野邦治氏は、営業企画部門および人事総務部門を幅広く経験し、2012年からはキャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門の中核グループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わりました。2021年からは当社の取締役として商品戦略を推進するなど、当社の事業および経営について豊富な知識と実績を有しており、当社グループの経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	どい　ひろみつ 土井　弘光 (1955年９月29日生) **再任** 所有する当社株式数 200株 取締役会の出席状況 18回中18回 取締役在任年数：２年 (本株主総会終結時)	1978年４月　国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社 2009年１月　同社執行役員九州支社長 2011年３月　同社取締役 2015年３月　同社取締役常務執行役員 2018年９月　同社取締役常務執行役員兼国分首都圏株式会社取締役会長 2021年３月　同社相談役 2022年８月　当社入社　顧問 2023年３月　当社執行役員物流戦略部長 2023年４月　当社取締役執行役員物流戦略部長（現任） 2025年３月　株式会社トーホー・北関東監査役（現任） 株式会社エフ・エム・アイ取締役（現任）
	【取締役候補者とした理由等】 土井弘光氏は、長年にわたり食品卸売業界に深く携わり、経営者としての高い見識を有しております。当社に入社後も業界で培った経験と知見に基づく提案を行っており、当社グループの物流部門の改革推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	たがみ れいこ 田上玲子 （1969年11月30日生） **新任** 所有する当社株式数 1,000株	1992年４月　三洋電機株式会社入社 2013年４月　当社入社 2019年３月　当社人事部長 2022年２月　当社執行役員人事部長 2024年２月　当社執行役員コンプライアンス室担当兼人事部長 2025年２月　当社執行役員法務・コンプライアンス部担当兼人事部長（現任） 2025年３月　株式会社トーホーフードサービス監査役（現任） 株式会社トーホービジネスサービス取締役（現任）
	【取締役候補者とした理由等】 田上玲子氏は、グループ会社での営業企画部門の経験を経て当社の人事部門に所属し、当社グループにおける人事面での改善・改革の経験と実績を有しており、当社グループの人的資本経営の推進およびコンプライアンス管理の推進に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	はらだ だいすけ 原田大介 （1977年12月18日生） **新任** 所有する当社株式数 500株	2001年３月　当社入社 2019年３月　TOHO FOODS HK CO., LTD. Director（現任） 2020年３月　当社海外子会社担当兼グループ戦略部長 2022年２月　当社執行役員海外子会社担当兼グループ戦略部長 2023年５月　TOHO Singapore Pte. Ltd. Director（現任） 2024年２月　当社執行役員海外事業担当兼ＩＴ戦略部担当兼グループ戦略部長（現任） 2025年３月　株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー監査役（現任） 株式会社トーホー沖縄取締役（現任）
	【取締役候補者とした理由等】 原田大介氏は、当社の経営企画部門の責任者としてグループ会社の指導とともに、グループの中期経営計画の立案と推進、Ｍ＆Ａ戦略、海外事業戦略の具体化などの豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループ経営の推進に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	さとう　なおぶみ 佐藤尚文 （1956年５月20日生） 再任　社外　独立 所有する当社株式数 2,200株 取締役会の出席状況 18回中18回 社外取締役在任年数：４年 （本株主総会終結時）	1979年４月　株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2000年12月　同行渋谷支店営業第一部長 2004年４月　株式会社りそなホールディングス執行役企画部統合推進室長 2006年３月　株式会社近畿大阪銀行（現 株式会社関西みらい銀行）専務執行役員システム部担当兼事務企画部担当 2006年６月　同行代表取締役兼専務執行役員システム部担当兼事務企画部担当兼リスク統括部担当兼事故防止対策室担当 2008年４月　同行代表取締役副社長兼執行役員 2010年６月　株式会社りそな銀行常勤監査役 2013年４月　株式会社ＤＡＣＳ代表取締役社長 2019年６月　旭精工株式会社非常勤監査役 2021年４月　当社取締役（現任） 2022年６月　株式会社ＤＡＣＳ相談役 2023年６月　一般財団法人阪大微生物病研究会常務理事（現任） 株式会社ＢＩＫＥＮ取締役（現任） 2023年７月　株式会社ＤＡＣＳ顧問（現任）
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 佐藤尚文氏は、金融機関および事業会社での経営の経験を有しており、2021年4月に当社社外取締役に就任いただいて以降、取締役会では業務執行の監督や重要な意思決定の場面で積極的に発言しております。特に情報システム戦略に関しては、今までの知見に基づく有意義な意見を都度いただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	はらだ ひろし 原田比呂志 (1956年5月18日生) **再任** **社外** **独立** 所有する当社株式数 200株 取締役会の出席状況 18回中18回 社外取締役在任年数：4年 (本株主総会終結時)	1981年4月　神戸市採用 2006年4月　財団法人先端医療振興財団常務理事兼総務部長 2008年4月　神戸市水道局総務部長 2012年4月　地方独立行政法人神戸市民病院機構理事兼法人本部長 2015年4月　神戸市兵庫区長 2017年4月　神戸ハーバーランド株式会社代表取締役社長 2021年4月　当社取締役（現任）
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 原田比呂志氏は、行政分野での長年にわたる要職勤務とともに、事業会社での経営経験を有しており、2021年4月に当社社外取締役に就任以来、取締役会では業務執行の監督や重要な意思決定の場面で積極的に発言しております。また、これまでの経験と見識に基づいた客観的な視点から当社の経営課題に対して有益な意見を都度いただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	とまりちえ 渡真利千恵 (1961年5月29日生) 再任　社外　独立 所有する当社株式数 300株 取締役会の出席状況 18回中18回 社外取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)	1984年４月　株式会社東急ハンズ（現 株式会社ハンズ）入社 1999年８月　株式会社千趣会入社 2014年１月　同社執行役員総務本部本部長 2016年１月　同社執行役員商品開発本部副本部長 2017年４月　株式会社プラネットワーク出向　取締役管理部長兼株式会社ディアーズ・ブレイン取締役 2019年５月　アサヒ軽金属工業株式会社入社 事業企画室長 2023年４月　当社取締役（現任） 2023年６月　株式会社帝国電機製作所取締役（現任） 2024年６月　株式会社チノー取締役（現任）
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 渡真利千恵氏は、事業会社で要職を歴任し、管理面だけでなく商品開発などでの豊富な経験を有しており、2023年4月に当社社外取締役に就任以来、取締役会では業務執行の監督とともに、女性活躍推進などにも取り組んできた経験や知見に基づいた有益かつ客観的な意見をいただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	やま むら かず まさ 山 村 和 正 （1961年1月6日生） 新任 社外 独立 所有する当社株式数 ―株	1983年４月　株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2006年４月　同行深江橋法人営業部長 2008年４月　同行承継ビジネス事業部（大阪）上席推進役 2009年４月　同行プライベート・アドバイザリー部（大阪）上席推進役 2010年４月　株式会社室町クリエイト（現 室町不動産クリエイト株式会社）出向 2010年６月　同社執行役員関西支店長 2012年６月　同社取締役執行役員関西支店長 2014年６月　同社取締役常務執行役員関西支店長 2018年５月　室町建物株式会社取締役常務執行役員関西支社長 2020年６月　同社取締役専務執行役員関西支社長 2023年６月　同社上席推進役
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 山村和正氏は、長年にわたり、金融機関で要職を歴任され、また事業会社での経営の経験と高い見識を有しております。こうした経験や知見を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐藤尚文氏、原田比呂志氏、渡真利千恵氏および山村和正氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、2021年４月20日付にて社外取締役佐藤尚文氏および原田比呂志氏、2023年４月25日付にて社外取締役渡真利千恵氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、山村和正氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、佐藤尚文氏、原田比呂志氏および渡真利千恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が原案どおり取締役に再任された場合、引続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。また、山村和正氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
５．当社は、役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もＤ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第4号議案　監査役１名選任の件

監査役中島亨氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
なかじま　とおる 中島　亨 (1960年１月27日生) **再任**　社外　独立 所有する当社株式数 1,800株 監査役会の出席状況 18回中18回 社外監査役在任年数：４年 (本株主総会終結時)	1983年４月　株式会社太陽神戸銀行（現　株式会社三井住友銀行）入行 2003年10月　同行松戸支店長 2006年４月　同行千葉ブロック地域個人部長 2010年４月　同行ローン事業部長 2013年４月　株式会社みなと銀行執行役員個人業務部長 2014年４月　同行執行役員営業企画部長兼営業企画部アジア室長 2015年４月　同行常務執行役員 2018年６月　神戸みなとサービス株式会社代表取締役社長 2021年４月　当社常勤監査役（現任）
【社外監査役候補者とした理由等】 中島亨氏は、長年にわたり、金融機関で要職を歴任し、事業会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。2021年4月に当社社外監査役に就任以来、取締役会において、これらの経験と見識に基づく経営監督機能の強化に努めていただいております。以上のことから、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．中島亨氏は、社外監査役候補者であります。

３．当社は、2021年４月20日付にて社外監査役中島亨氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり、監査役に再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

４．当社は、中島亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり監査役に再任された場合、引続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

5．当社は、役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。中島亨氏が監査役に選任され就任した場合、Ｄ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

（ご参考）「社外取締役および社外監査役の独立性の基準」について

当社指名諮問委員会では、下記のとおり社外取締役および社外監査役の独立性判断基準を定めており、次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立社外取締役」および「独立社外監査役」としております。また、就任後も在任期間が長期化することで独立性が懸念されることのないよう、連続就任年数を原則８年までとしております。

（イ）グループ会社の役員・従業員
- 本人が当社グループ会社の出身者
- 過去５年間において、２親等内の親族がグループ会社の取締役・監査役・理事・執行役員・経営幹部であった者

（ロ）大口取引先関係者
- 直近期末の連結売上高の２％以上の取引金額がある取引先グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間においてその役職にあった者
- 直近期末の連結総資産の１％以上の借り入れがある金融機関グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間においてその役職にあった者

（ハ）専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタントなど）
- グループ会社から過去２年間に年間５百万円以上の報酬を受領している者

（ニ）当社の法定監査を行う監査法人の所属員または最近３年間においてグループ会社の監査業務を担当した者

（ホ）大株主ほか
- 当社の議決権所有割合（法人の場合は当該法人が属する企業グループ合計の議決権所有割合）５％以上の大株主（法人の場合はその法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- 当社と相互に取締役・監査役・執行役員を派遣している法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間においてその役職にあった者
- グループ会社と競合関係にある法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または競合関係にある法人の株式を３％以上保有している者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- その他の重要な利害関係がグループ会社との間にある者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）

【ご参考】第3号議案及び第4号議案承認後の取締役会の構成（予定）

スキル・マトリックス

氏　名	当社における地位	社外・独立役員	企業経営 経営戦略	営業、マーケティング	財務・会計、資本政策	法務、リスク管理、内部統制	人事・労務	ＩＴ・デジタル	ＥＳＧ、地域コミュニティ	商品調達・開発、物流
古賀　裕之	代表取締役会長		○	○					○	○
奥野　邦治	代表取締役社長		○	○			○			○
土井　弘光	取締役執行役員		○	○						○
田上　玲子	取締役執行役員		○			○	○		○	
原田　大介	取締役執行役員		○		○			○		
佐藤　尚文	取締役	社外 独立	○		○			○		
原田　比呂志	取締役	社外 独立	○			○			○	
渡真利　千恵	取締役	社外 独立	○				○		○	○
山村　和正	取締役	社外 独立	○		○	○				
藤田　修一	常勤監査役				○	○				
中島　　亨	常勤監査役	社外 独立	○		○					
中川　一之	監査役	社外 独立			○					
種谷　有希子	監査役	社外 独立				○			○	

以　上

事　業　報　告

（2024年２月１日から
2025年１月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当連結会計年度（2024年２月１日から2025年1月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調が続いているものの、不安定な国際情勢や金融市場の動向、燃料・原材料価格の高騰などにより、先行き不透明な状況が継続いたしました。

当社グループが属する業務用食品卸売業界におきましては、コロナ禍からの急激な需要回復による売上の増加は一巡したものの、インバウンド需要は引き続き好調であり、主要マーケットである外食市場の拡大とともに堅調に推移いたしました。一方で、物価上昇による消費者の節約志向の高まりや、人手不足の深刻化、物流費等、諸経費の上昇もあり、予断を許さない状況が継続いたしました。

このような中、当社グループは中期経営計画（３ヵ年計画）「ＳＨＩＦＴ－ＵＰ　２０２７」（期間：2025年１月期～2027年１月期）の初年度として、３つの重点施策である「新たな成長ステージへの変革」「サステナビリティ経営の推進」「企業認知度の向上と株主還元の継続」に具体的に取り組み企業価値の更なる向上に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、外食向け業務用食品の販売は堅調に推移したものの、期中に食品スーパー事業から完全に撤退（11月に全店舗の営業を終了）した影響などがあり、売上高は2,464億65百万円（前期比0.6％増）と微増で着地いたしました。一方、食品スーパー事業の事業撤退に伴い営業損失が拡大したことや輸入業務用調理機器の販売において円安の影響を受けたことにより、営業利益は74億96百万円（同４.１％減）、経常利益は76億93百万円（同3.5％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に海外子会社ののれんの減損損失を計上した反動もあり44億85百万円（同24.4％増）となりました。

セグメント別売上高構成比

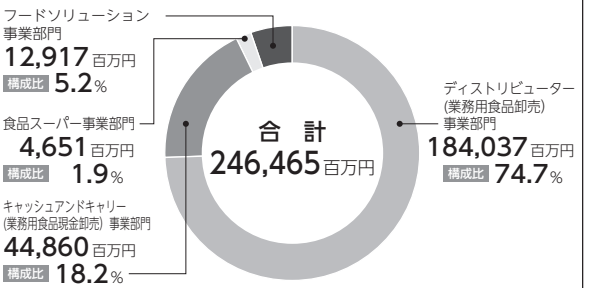

セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。

ディストリビューター（業務用食品卸売）事業部門

業務用食材の提供からメニュー、情報、システム提案、調理機器に至るまで、
あらゆるジャンルの外食ビジネスをトータルにサポートしています。

売上高/営業利益

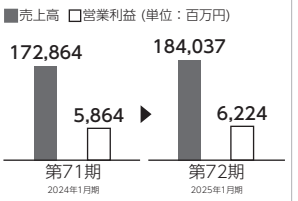

当事業部門の主要マーケットである国内外食業界は、インバウンド需要の増加などにより、ホテルや観光地などの飲食店を中心に市場環境は堅調に推移している一方で、食材コストの上昇や人手不足への対応が課題となっています。このような中、当事業部門では、更なるシェア拡大を図るべく、既存得意先の深耕と新規得意先の開拓に引き続き注力いたしました。株式会社トーホーフードサービスでは、全国７会場で開催した総合展示商談会に加え、エリア別・テーマ別の展示商談会を頻繁に開催し、「効率化」「トレンド」「付加価値」などをキーワードに課題解決につながる提案を積極的に行いました。また、商業施設やホテルの開業が相次ぐ中、計画的な営業活動を展開するとともに、新規得意先の開拓を専門とするセールスを増員するなど、市場シェアの拡大に努めました。



総合展示商談会を
全国７会場で開催

商品面では、味・品質にこだわったプライベートブランド商品や外食業界の人手不足や省力化に対応できる商品の提案を引き続き強化するとともに、消費者のサステナビリティ（持続可能性）への関心の高まりにお応えできる商品として、自社焙煎のフェアトレード有機コーヒーをはじめ、BAP（養殖水産物国際基準）認証を受けた水産品などを積極的に提案いたしました。

一方、人手不足や物流費等のコストの上昇に対応すべく、バックオフィス業務の母店への集約による効率化やコスト・コントロールにも継続して取り組みました。



サステナブルフード
「EAST BEE 海老フライ(BAP)」
新発売

設備面では、国内最大の外食市場である首都圏において更なる物流の効率化と営業力の強化を実現すべく、12月に「トーホーフードサービス横浜支店 横浜DC」を開設し、神奈川県下の２事業所を統合いたしました。2025年２月には、さらに2事業所の統合を終え、首都圏での更なるシェア拡大を図っていく計画です。

以上の結果、当事業部門の売上高は1,840億37百万円（前期比6.5％増）、営業利益は62億24百万円（同6.1％増）となりました。

なお、４月にシンガポールの連結子会社であるTOHO Singapore Pte.Ltd.は、同じくシンガポールの連結子会社であるGolden Ocean Seafood（S）Pte.Ltd.を吸収合併いたしました。

キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門

飲食店の毎日の仕入にお役立ていただける
プロの食材の店「A-プライス」などの店舗を運営しています。

当事業部門につきましては、プロの食材の店「A-プライス」を中心に、主要顧客である中小飲食店に対し、毎日の仕入れへのサポート力を高めるべく、新商品やおすすめ・こだわり商品、メニュー提案といった情報提供の強化を図りました。

具体的には、全店舗で定期的に実施する各種フェアや全国９会場で開催した展示商談会を通して、業態や季節、産地や銘柄など、テーマに沿った商品やメニューの提案を実施いたしました。また、味や品質にこだわったプライベートブランド商品の認知度を高め、販売を強化すべく全店舗での試食販売も実施いたしました。一方、外食業界で人手不足への対応が課題となる中、連結子会社である株式会社エフ・エム・アイと連携し、時間短縮につながる調理機器の提案も強化いたしました。

来店促進策として強化している情報発信につきましては、従来からのA-プライスアプリに加え、外食に関するトレンド情報などを発信すべく、８月に公式SNSを開設いたしました。

店舗につきましてはA-プライスにおいて、２月に久太郎町店（大阪市中央区）を出店するとともに、６店舗の改装を実施いたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は448億60百万円（前期比3.1％増）となりました。営業利益は人件費や物流費等の増加を吸収できず17億７百万円（同6.6％減）となりました。

売上高/営業利益

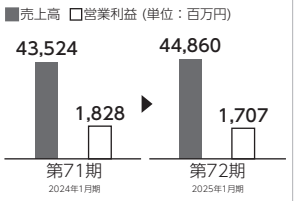



全国9会場で
展示商談会を開催



2024年2月20日に
A-プライス久太郎町店
オープン

食　品　ス　ー　パ　ー　事　業　部　門

※当期をもって事業を終了いたしました。

当事業部門につきましては、当期中に事業撤退を完了すべく、計画に沿って店舗の事業譲渡および閉鎖を進めてまいりました。その結果、11月21日をもって全店舗の営業を終了し、2025年１月31日付で当事業部門の事業会社である株式会社トーホーストアの解散を決議いたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は46億51百万円（前期比69.3％減）、営業損失は８億35百万円（前期は６億88百万円の営業損失）となりました。

売上高/営業利益

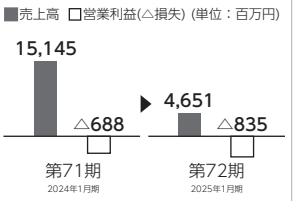

フ　ー　ド　ソ　リ　ュ　ー　シ　ョ　ン　事　業　部　門

外食企業向け業務支援システム、品質・衛生管理サービス、業務用調理機器の輸入・製造・販売、総合建設請負、店舗内装設計・施工など、外食ビジネスをトータルにサポートする様々なソリューションを提供しています。

当事業部門につきましては、品質・衛生管理サービス、外食企業向け業務支援システム、業務用調理機器、店舗内装設計・施工など「外食ビジネスをトータルにサポートする」機能の提案を引き続き強化するとともに、グループ各社の展示商談会に積極的に出展するなどグループシナジーの更なる発揮に努めました。

特に、外食業界において人手不足への対応が課題となる中、業務効率化につながる業務支援システムや調理工程の省力化につながる高性能調理機器の提案を強化いたしました。

しかしながら、輸入業務用調理機器の販売において、一部の機器の切替対応の遅れなどにより販売が振るわず、円安の影響によって粗利率も低下したことにより、当事業部門の売上高は129億17百万円（前期比3.6％減）、営業利益は３億99百万円（同51.0％減）となりました。

なお、食品スーパー事業の撤退に伴い、2025年１月31日付で、農作物の生産等を営む株式会社トーホーファームの解散を決議いたしました。

売上高/営業利益

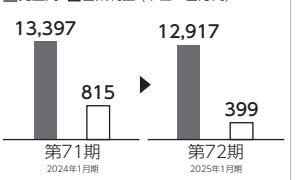

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額はリース資産を含め総額36億77百万円であります。その主なものは次のとおりであります。

ディストリビューター事業部門	㈱トーホーフードサービス他（統合拠点設置・改装・設備入替等）	18億41百万円
キャッシュアンドキャリー事業部門	A-プライス店舗（新店・改装）	４億31百万円
フードソリューション事業部門	基幹システムに対する投資・その他設備更新等	14億 1百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金および運転資金などの必要資金は、自己資金および借入金により賄いました。また、当期末の借入金残高は、前期末に比べて29億23百万円減少し、185億4百万円となりました。

(4) 事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況

当社の連結子会社であった株式会社トーホーストアが営む食品スーパー事業の一部については、株式会社バローホールディングスの100%連結子会社である株式会社八百鮮、株式会社ヤマタ、中部薬品株式会社の３社及び株式会社三杉屋並びにゴダイ株式会社への譲渡を、事業譲渡の対象外となった店舗及び施設については自主閉鎖を行い、2024年11月21日までに全ての店舗及び施設の営業を終了いたしました。なお、2025年1月31日付で同社の解散を決議いたしました。

(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況

区　　分	第69期 (2022年１月期)	第70期 (2023年１月期)	第71期 (2024年１月期)	第72期 (当連結会計年度) (2025年１月期)
売　上　高（百万円）	188,567	215,573	244,930	246,465
営業利益又は営業損失（△）（百万円）	△446	3,650	7,819	7,496
経　常　利　益（百万円）	178	3,877	7,971	7,693
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	336	1,007	3,605	4,485
１株当たり当期純利益（円）	31.20	93.59	335.15	416.92
総　資　産（百万円）	82,702	87,352	88,297	88,320
純　資　産（百万円）	20,238	22,753	27,564	31,119
１株当たり純資産額（円）	1,852.14	2,083.28	2,528.40	2,857.14

（注）１．従来、端数処理を百万円未満切り捨てとしておりましたが、第71期より百万円未満を四捨五入して表示しております。当該変更に伴い、過年度についても四捨五入へ組み替えて表示しております。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第70期の期首から適用しており、第70期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

▶ 売上高

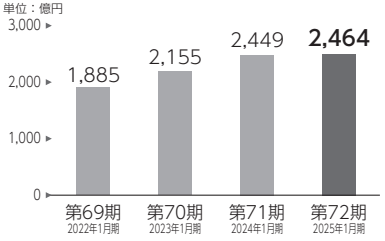

▶ 経常利益

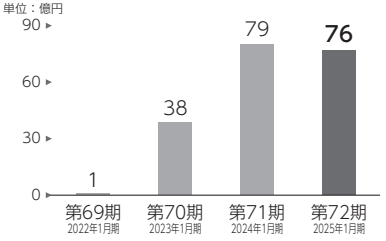

▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

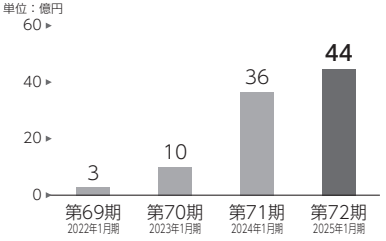

▶ 1株当たり当期純利益

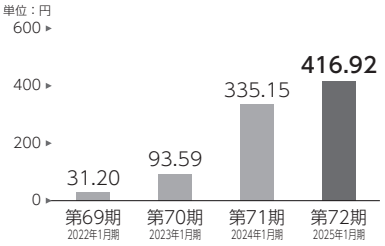

▶ 総資産・純資産

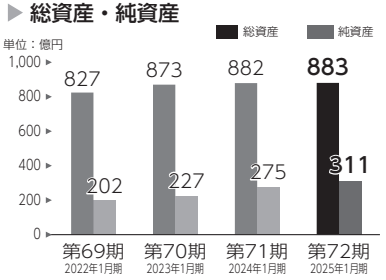

▶ 1株当たり純資産額

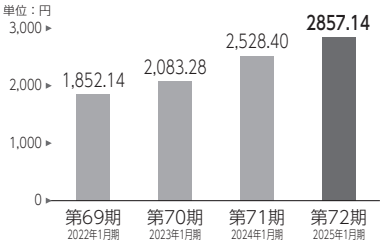

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
【ディストリビューター(業務用食品卸売) 事業】			
㈱トーホーフードサービス	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品卸売業
㈱トーホー沖縄	10百万円	100.0	
㈱トーホー・北関東	50百万円	100.0	
㈱藤代商店	20百万円	100.0	
㈱鶴ヶ屋	10百万円	100.0	
TOHO Singapore Pte. Ltd.	540千SGD	100.0	
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	3MYR	100.0	
昭和物産㈱	10百万円	100.0	
FRESHdirect Pte. Ltd.	1,386千SGD	100.0	
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	14百万HKD	51.0	
関東食品㈱	50百万円	88.8	
Suitfit Company Limited	13千HKD	100.0	

会　　社　　名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
【キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業】			
㈱トーホーキャッシュアンドキャリー	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品現金卸売業
【食品スーパー事業】			
㈱トーホーストア	100百万円	100.0	生鮮食品・加工食品等の販売業
【フードソリューション事業】			
㈱トーホービジネスサービス	100百万円	100.0	各種事務の受託業等
㈱アスピット	100百万円	100.0	外食企業向けＡＳＰ事業
㈱トーホー・コンストラクション	80百万円	100.0	総合建設請負業
㈱トーホーファーム	10百万円	100.0	農産物の生産・販売
㈱トーホーウイング	30百万円	100.0	庶務業務受託業
㈱システムズコンサルタント	82百万円	100.0	ソフトウェアの開発・保守
㈱エフ・エム・アイ	99百万円	100.0	業務用調理機器・コーヒーマシン・製菓機器等の輸入・製造・販売業

（注）㈱トーホーストア、㈱トーホーファームは、2025年1月31日付で解散決議を行い、現在清算手続中であります。

(7) 主要な事業内容（2025年１月31日現在）

当社グループは、テーマパーク・ホテル・レストラン・事業所給食などの外食産業に対する業務用食材の卸売および現金卸売業、コーヒー製造業、外食企業向け業務支援システムの販売業、不動産賃貸業、総合建設請負業、飲食店等の内装設計・施工業、品質・衛生管理サービス業、業務用調理機器の輸入・製造・販売業、各種事務の受託業を営んでおります。

(8) 対処すべき課題

雇用・所得環境の改善が続く中で、インバウンド需要の更なる拡大が期待されるなど、外食市場は堅調に推移することが予想されますが、一方で、人手不足、物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まり、物流費等のコストの上昇といった課題は当面継続することが想定されます。

このような中、当社グループは中期経営計画「ＳＨＩＦＴ－ＵＰ ２０２７」において、持続的な成長を力強く実現するための「新たな成長ステージへの変革」を実行するとともに、持続可能な社会の実現と事業の安定的な成長を目指す「サステナビリティ経営の推進」等に取り組み、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

【新たな成長ステージへの変革】

1．エリア毎の市場環境に沿った事業展開へのシフト
- 首都圏再編
- 沖縄再編

2．新たな市場の開拓
- プライベートブランド商品強化
- キャッシュアンドキャリー(C&C)事業拡大
- 海外事業拡大

3．外食ビジネスをトータルにサポートする機能の拡充
- 外食企業向け業務支援システム刷新
- フードソリューション(FSL)事業拡充

4．情報技術の最大活用による生産性の向上
- ＩＴ／ＤＸ戦略の推進

5．M&A、アライアンスの活用
- M&Aの継続

【サステナビリティ経営の推進】

1．美味しくて、安心・安全な食の提供
- グループに起因する食品事故ゼロ
- サステナブルフード開発強化

2．持続可能な経営の継続
- ガバナンスの更なる強化

3．未来へ繋げるための環境対策の取り組み
- 2030年度のCO2排出量を2013年度比で46%削減（Scope1,2）

4．個性の尊重と能力を発揮できる組織の構築
- 従業員エンゲージメント向上
- 健康経営の深化
- ダイバーシティの推進
- 自律的なキャリア形成支援の継続・充実

5．地域社会発展への貢献
- 食を通して豊かな地域づくりに貢献する活動の継続

【トーホーグループ サステナビリティ方針】

私たちトーホーグループは、食品とそれに関連するサービスを提供する企業グループとしての責任を自覚し、食を通して「社員・従業員」「お客様」「取引先様」「株主様」そして「地域社会」の５人のステークホルダーを豊かにする企業活動を実践し、“持続可能な社会の実現”と“事業の安定的な成長”を目指すため、以下の５つの基本方針を定めました。

本方針に基づき、経営理念をより具体化することで、さらに社会から信頼され必要とされる企業グループを目指してまいります。

５つの基本方針

美味しくて、安心・安全な食の提供	私たちは食品を扱う企業グループとして、美味しくて、安心して食べられる安全な食品の提供が基本だと考えています。 私たちは、お客様や取引先様に提供する食品の安全と食品事故の防止に努めます。お客様や取引先様に満足いただける美味しくて安全な食品やサービスを提供することで持続可能で豊かな食生活に貢献します。
持続可能な経営の継続	私たちは「企業は天下の公器である」と考えています。適時適切に情報を発信し、ステークホルダーとの対話を大切にし、経営の透明性を高めていきます。公正な取引やそれを支える企業統治の充実とともに、グループで働くひとり一人が公正な職場と健全な取引関係を築きあげ、ステークホルダーから支持される企業活動を通じて事業の安定的な成長を継続します。
未来へ繋げるための環境対策の取り組み	私たちは未来の地球環境を今以上に良いものにしていきたいと考えています。食品を扱う企業として食品ロス削減による二酸化炭素排出抑制など気候変動緩和活動や環境保全活動を継続していきます。 また、日常生活の中でも環境活動を推進できるよう従業員教育を継続します。
個性の尊重と能力を発揮できる組織の構築	私たちは「企業は人である」と考えています。そのための基本である従業員の健康に配慮します。私たちの企業グループで働くことでひとり一人が成長し、その結果、会社も成長する教育を実践します。また、性別や国籍などで差をつけることなくそれぞれの人権を尊重し、個性を認め、持てる能力を存分に発揮できる組織作りを継続します。
地域社会発展への貢献	私たちは地域・社会と共に成長していきたいと考えています。持続可能な地域の発展は、私たちの事業の基盤です。地域との様々な交流を通して地域・社会の発展に貢献します。また、私たちが扱う食品などを提供してくれる産地や生産者も意識し、共に成長できる活動を実践します。

2．会社の株式に関する事項（2025年１月31日現在）

（1）発行可能株式総数　27,950,800株
（2）発行済株式の総数　11,012,166株（自己株式225,866株を含む）
（3）株主数　12,307名
（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,142,400株	10.59%
国分ホールディングス株式会社	977,000株	9.06%
国分グループ本社株式会社	551,420株	5.11%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	505,500株	4.69%
トーホー社員持株会	460,906株	4.27%
第一生命保険株式会社	308,000株	2.86%
前田　玲子	283,000株	2.62%
株式会社西日本シティ銀行	264,600株	2.45%
日本生命保険相互会社	188,160株	1.74%
株式会社福岡銀行	162,120株	1.50%

（注）１．当社は、自己株式を225,866株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式には「役員向け株式給付信託」の信託業務に係る株式30,000株が含まれております。当社は取締役等への業績連動型株式報酬制度を導入しており、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が当社株式30,000株を取得しております。また、当該株式は、連結計算書類においては自己株式として処理しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2025年１月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	古　賀　裕　之	
取　締　役	佐　藤　敏　明	常務執行役員 財務部、コーポレート・コミュニケーション部担当 株式会社トーホーフードサービス 監査役 株式会社トーホーストア 監査役 株式会社トーホービジネスサービス 監査役
取　締　役	淡　田　利　広	執行役員 品質統括部担当 コーヒー部長兼業務用商品販売促進部長 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 監査役 株式会社トーホー沖縄 取締役
取　締　役	奥　野　邦　治	執行役員 商品戦略本部長 株式会社トーホーストア 取締役 株式会社トーホー・北関東 監査役 株式会社鶴ヶ屋 監査役
取　締　役	土　井　弘　光	執行役員 物流戦略部長
取　締　役 （社外取締役）	中　井　康　之	株式会社レザック 顧問
取　締　役 （社外取締役）	佐　藤　尚　文	一般財団法人阪大微生物病研究会 常務理事 株式会社ＢＩＫＥＮ 取締役 株式会社ＤＡＣＳ 顧問
取　締　役 （社外取締役）	原　田　比呂志	
取　締　役 （社外取締役）	渡真利　千　恵	株式会社帝国電機製作所 取締役 株式会社チノー 取締役

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	藤田修一	
常勤監査役 （社外監査役）	中島　亨	
監査役 （社外監査役）	中川一之	中川一之公認会計士事務所 所長 株式会社イチネンホールディングス 監査役 株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅ 監査役
監査役 （社外監査役）	種谷有希子	弁護士 新神戸法律事務所

（注）1．中井康之氏、佐藤尚文氏、原田比呂志氏および渡真利千恵氏は社外取締役であります。当社は、東京証券取引所に対して、４氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2．中島亨氏、中川一之氏および種谷有希子氏は社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して、３氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3．中川一之氏は、監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。
4．当期中の役員の異動は、次のとおりであります。
(1) 2024年4月23日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、奥村卓哉氏は任期満了により、監査役を退任いたしました。
(2) 2024年4月23日開催の第71回定時株主総会において、藤田修一氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、当社執行役員および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、2025年3月13日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価され決定したことから当決定方針に沿うものであると判断しております。

■取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を次の通り定めています。

1）トーホーグループの長期継続的な成長と企業価値向上につながること
2）毎年の経営目標達成のインセンティブとなること
3）経営環境や業界水準など客観性のある水準であること
4）透明性のあるプロセスで決定されること

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、業績連動報酬（業績連動金銭報酬と株式報酬）と役位別固定報酬で構成され、その割合は概ね３：７となっております。

業績連動報酬は、単年度の業績と個人評価によって決定される業績連動金銭報酬ならびに中長期的な業績向上と企業価値増大を目的とする株式報酬で構成されております。

単年度の業績反映分の業績連動金銭報酬は、営業利益の実績の業績予想値に対する達成率と前年からの伸びを基にして決定され、個人別に業績への貢献度に応じて±30％で増減し、月額報酬の一部として支払われます。算定の基礎とした連結営業利益は事業会社として経営活動の基本的な利益であり、取締役が果たすべき業績責任をはかる上でふさわしい指標であると考えています。

なお、当事業年度の連結営業利益は、業績予想の公表値7,300百万円に対し、実績は7,496百万円となりました。

取締役の個人別貢献度の評価は報酬諮問委員会が委員全員の同意のもと行い、報酬諮問委員会の評価結果（ただし、代表取締役自身を除く）に代表取締役の評価を反映して最終決定されます。取締役会は報酬諮問委員会による最終確認を経た評価結果に基づき、あらかじめ定められた算式で算出した結果をもって個人別報酬額を決定しており、決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任しておりません。

業績連動報酬のうち株式報酬は、役員向け株式給付信託の仕組みを採用し、取締役会で定めた「株式給付規程」に基づき、役位および業績目標の達成度に応じて算出したポイントを付与し、ポイント数に応じて当社株式を給付します。業績目標の評価指標は、連結営業利益

の目標値に対する達成率と、直接的な株主の利益を共有するための株価の前事業年度比率を用いております。

株式報酬に関して、2024年４月23日開催の第71回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除きます。）及び委任型執行役員（国内非居住を除きます。）（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。業績連動型株式報酬制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

具体的には、役員向け株式給付信託の仕組みを活用し、取締役等に対して、各事業年度において、当社が定める株式給付規程に基づき、役位及び業績目標の達成度に応じて算出したポイント（基礎ポイント及び業績連動ポイント）が付与されます。業績連動係数は各事業年度における連結営業利益の目標値に対する達成率と、対象株式終値の前事業年度比に応じてそれぞれ設定されます。当該指標を選択した理由は、企業の成長性を表し、「本業の稼ぐ力」を示す指標であるためです。原則として取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、役員向け株式給付信託を通じて、取締役等に付与するポイント数の70％に相当する数の当社株式を取締役等に給付するとともに、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

固定報酬は、役位に応じて設定されており毎月定額が支払われます。

社外取締役に対しては、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割からあらかじめ決められた固定報酬のみが支払われます。

取締役報酬の改定方針やその水準の検証、また株式報酬の算定方法の妥当性については、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会（代表取締役は原則として委員にならない）が客観的かつ公正な観点から検討し、取締役会に答申しております。なお、報酬諮問委員会は今期3回開催いたしました。

なお、監査役報酬の個人別配分については、監査役の協議によって決定しております。

② 役員報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2017年４月18日開催の第64回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。決議当時の取締役の員数は９名（うち、社外取締役の員数は４名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年４月18日開催の第64回定時株主総会において、月額５百万円以内と決議いただいております。決議当時の監査役の員数は４名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2024年4月23日開催の第71回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、監査役及び国内非居住者を除く。）及び委任型執行役員（国内非居住者を除く。）（以下、併せて取締役等という。）に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度の導入をご決議いただいております。その内容につきましては、当初の信託期間（３事業年度）における当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限を105百万円、取締役等に交付される１事業年度当りの株式数の上限を10,000株といたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、執行役員を含めた対象となる取締役等の員数は9名であります。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	166 (18)	120 (18)	30 (－)	16 (－)	9 (4)
監査役 （うち社外監査役）	33 (19)	33 (19)	— (－)	— (－)	5 (3)
合計 （うち社外役員）	200 (37)	153 (37)	30 (－)	16 (－)	14 (7)

（注）１．上記には2024年4月23日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

２．非金銭報酬等欄に記載の金額は、取締役（社外取締役除く。）に対する株式報酬として当事業年度に計上した株式給付引当金の繰入額です。また、当事業年度において交付した株式はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中 井 康 之	・取締役会等においては金融業界および事業会社における豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・指名諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：3回中3回
佐 藤 尚 文	・取締役会等においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・指名諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：3回中3回
原田比呂志	・取締役会等においては行政分野および事業会社における経営者としての多様な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 報酬諮問委員会：3回中3回
渡真利千恵	・取締役会等においては事業会社で要職を歴任し、管理面や商品開発、女性活躍推進などでの豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。 ・報酬諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：12回中12回 報酬諮問委員会：3回中3回

② 社外監査役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中　島　亨	・取締役会および監査役会においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：18回中18回 監査役会：18回中18回 経営戦略会議：12回中12回 経営会議：6回中6回
中川一之	・取締役会および監査役会においては監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：18回中18回 監査役会：18回中18回
種谷有希子	・取締役会および監査役会においては弁護士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：18回中18回 監査役会：18回中18回

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役中井康之氏の兼職先である株式会社レザックと当社とは特別な関係はありません。

取締役佐藤尚文氏の兼職先である一般財団法人阪大微生物病研究会、株式会社ＢＩＫＥＮ、株式会社ＤＡＣＳと当社とは特別な関係はありません。

取締役渡真利千恵氏の兼職先である株式会社帝国電機製作所、株式会社チノーと当社とは特別な関係はありません。

監査役中川一之氏の兼職先である中川一之公認会計士事務所、株式会社イチネンホールディングス、株式会社ＢｌｕｅＭｅｍｅと当社とは特別な関係はありません。

監査役種谷有希子氏の兼職先である新神戸法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する使命と責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、透明性・公正性の高い経営を支えるより強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたします。

○コーポレート・ガバナンス体制模式図

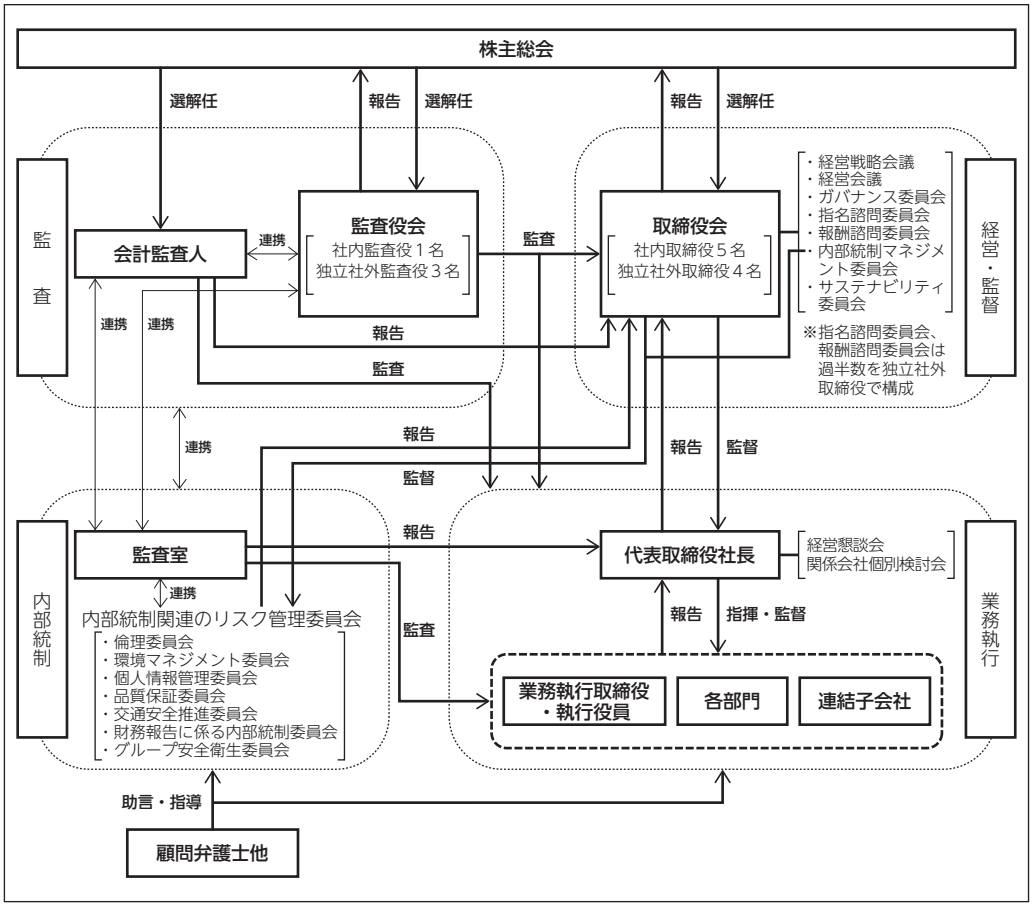

取締役会

取締役会は、原則として毎月１回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会は、その構成員全員が経営理念を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、企業戦略の方向性を明確にし、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支援しております。加えて、独立社外取締役、独立社外監査役の独立性に根差した公正で実効性のある取締役に対する監督機能を果たしております。

監査役会

監査役会は、毎月１回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、監査室および会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会およびその他重要な会議へ出席し、経営状況の監査を行っております。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役４名を含む取締役９名で構成され、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針について協議・検討するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループが抱える経営課題等について協議・検討し、取締役会に答申しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社の利点を取入れた、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、構成員である取締役３名のうち過半数が社外取締役であり、かつ社外取締役が委員長を務めております。また、代表取締役は原則として両委員会の委員となりません。指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役および主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会および監査役会に答申しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・客観性を確保して、役員報酬の改定方針やその水準、また、役員賞与支給の妥当性などを検討し取締役会へ答申しております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、当社取締役、常勤監査役、執行役員、主要子会社の社長で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。

経営会議

経営会議は、当社社内取締役、常勤監査役、執行役員で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営戦略会議および経営会議での決議を要する事項のうち事前審議を要する事項や年次予算策定にかかる事項について審議しております。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が企業価値を向上させる組織としての役割・責務を継続的に果たしていくため、取締役会の実効性の評価を全取締役、全監査役によるアンケート形式により、毎年行っております。

当連結会計年度につきましては、全取締役９名、全監査役４名に対して2025年１月22日から２月３日までの期間でアンケートを実施し、全員から回収いたしました。アンケート結果をもとに取締役会で評価、検討した概要は以下のとおりです。

アンケート内容

・各質問項目について「５：できている・満足」から「1：できていない・不満」の５段階評価、および意見を記入する無記名アンケート方式。
・質問項目は、「取締役会の構成（3問）」「取締役会の運営（3問）」「審議について（５問）」「社外役員に対する情報提供・社外取締役のパフォーマンス（4問）」「諮問委員会について（4問）」「株主・投資家との対話（3問）」「総合評価（２問）」、計24問で構成。

評価結果の概要

前回のアンケートで課題とした、グループ全体の方向性に関する議論の充実を図るという点については、経営会議を新設し、権限委譲を進めることで、取締役会での戦略的議論の充実を図ったこと、重要案件については、取締役会での議論だけではなく、経営戦略会議やガバナンス委員会などを通して複数回の議論を行う体制が定着したことなどにより、今回のアンケート結果から、一定の成果が上がっていることを確認できた。

一方、更に取締役会の実効性を高めていくために以下の課題があることを認識した。中長期的に実現を図る内容もあるが、スピード感をもって改善についての検討を進めていきたい。

①取締役会の構成について、第72回定時株主総会において、社内昇格の女性取締役の登用及び年齢構成の是正につながる取締役の選任議案を付議しており、多様性の確保に向けた対応を進めている。引き続き多様性と専門性の両面での更なる強化を中期的な課題として取り組んでいく。

②グループ全体の方向性や戦略的な課題に関する議論を更に充実させるため、上程議案の見直しを継続し、中長期戦略やポートフォリオ戦略、サステナビリティ経営等の重要テーマについて、より多くの時間を割いて議論を深めていく必要がある。

③取締役会の実効性を高める運営面では、十分な事前検討時間を確保するための資料の早期提供や、議案の重要性に応じた適切な審議時間の確保、社外取締役にも理解しやすい内容での資料提供や説明を工夫するなど、より建設的な議論となるよう改善を図る必要がある。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要事項の一つとして認識しており、中長期的な企業価値の増大を図りながら、株主の皆様へ継続的に安定配当を行っていくことを基本方針としております。

当社は従来から安定配当を実施しており、適正と考える資本構成のもと、連結業績を基準に中期的に配当性向40％を目途に株主の皆様に還元させていただきたいと考えております。なお、配当性向40％は現中期経営計画（３ヵ年計画）中の達成を目指すこととしております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化を念頭に株主資本の一層の充実を図りながら、今後の継続的な成長のための設備投資、システム投資、人的資本投資、M&A投資等に充当し、中期的に企業価値を高めていく所存であります。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の配当を行うことを基本方針としており、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会において決定いたします。

2025年1月期は親会社株主に帰属する当期純利益が44億85百万円となったことから、今期末の剰余金の配当を１株当たり70円といたしました。

連結貸借対照表

(2025年1月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**46,383**	**流動負債**	**42,798**
現金及び預金	9,226	支払手形及び買掛金	28,971
受取手形、売掛金及び契約資産	19,714	1年内返済予定の長期借入金	7,587
棚卸資産	13,755	未払法人税等	1,326
その他	3,830	賞与引当金	512
貸倒引当金	△142	製品保証引当金	31
固定資産	**41,937**	事業整理損失引当金	38
有形固定資産	**26,006**	資産除去債務	22
建物及び構築物	8,067	その他	4,310
機械装置及び運搬具	1,326	**固定負債**	**14,404**
工具、器具及び備品	1,103	長期借入金	10,918
土地	14,130	リース債務	953
建設仮勘定	133	繰延税金負債	450
リース資産	1,247	退職給付に係る負債	468
無形固定資産	**3,245**	資産除去債務	1,110
のれん	1,763	株式給付引当金	19
ソフトウェア	1,019	その他	486
その他	464	**負債合計**	**57,202**
投資その他の資産	**12,686**	**純資産の部**	
投資有価証券	2,369	**株主資本**	**26,066**
敷金	3,085	**資本金**	**5,345**
繰延税金資産	476	**資本剰余金**	**5,079**
退職給付に係る資産	6,350	**利益剰余金**	**16,303**
その他	566	**自己株式**	**△661**
貸倒引当金	△161	**その他の包括利益累計額**	**4,666**
		その他有価証券評価差額金	**899**
		繰延ヘッジ損益	**△2**
		為替換算調整勘定	**2,546**
		退職給付に係る調整累計額	**1,223**
		非支配株主持分	**386**
		純資産合計	**31,119**
資産合計	**88,320**	**負債・純資産合計**	**88,320**

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

（2024年２月１日から
2025年１月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**246,465**
売上原価		**197,435**
売上総利益		**49,030**
販売費及び一般管理費		**41,534**
営業利益		**7,496**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	49	
為替差益	139	
雇用調整助成金	25	
その他	170	401
営業外費用		
支払利息	133	
その他	71	203
経常利益		**7,693**
特別利益		
固定資産売却益	90	
投資有価証券売却益	68	
資産除去債務戻入益	217	
事業整理損失引当金戻入額	154	529
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	170	
減損損失	817	
事業整理損失引当金繰入額	38	
事業整理損	6	1,034
税金等調整前当期純利益		**7,189**
法人税、住民税及び事業税	1,978	
法人税等調整額	688	2,665
当期純利益		**4,523**
非支配株主に帰属する当期純利益		39
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,485**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年1月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**26,955**	**流動負債**	**41,337**
現金及び預金	5,311	買掛金	15,226
売掛金	355	関係会社買掛金	8
関係会社売掛金	11,913	1年内返済予定の長期借入金	7,587
商品及び製品	2,471	リース債務	28
原材料及び貯蔵品	17	未払金	1,180
前払費用	78	未払費用	39
関係会社短期貸付金	5,679	未払法人税等	58
その他	1,130	預り金	12,585
固定資産	**42,944**	賞与引当金	52
有形固定資産	**12,687**	事業整理損失引当金	4,481
建物	2,877	資産除去債務	22
構築物	35	その他	70
機械及び装置	117	**固定負債**	**11,365**
車両運搬具	13	長期借入金	10,918
工具、器具及び備品	194	退職給付引当金	1
土地	9,426	資産除去債務	293
リース資産	26	株式給付引当金	19
建設仮勘定	0	その他	135
無形固定資産	**993**	**負債合計**	**52,701**
ソフトウェア	564	**純資産の部**	
ソフトウエア仮勘定	430	**株主資本**	**16,671**
投資その他の資産	**29,263**	**資本金**	**5,345**
投資有価証券	1,371	**資本剰余金**	**5,062**
関係会社株式	25,129	資本準備金	5,042
関係会社長期貸付金	753	その他資本剰余金	21
敷金	225	**利益剰余金**	**6,925**
繰延税金資産	1,235	利益準備金	564
その他	724	その他利益剰余金	6,361
貸倒引当金	△174	配当準備積立金	930
		固定資産圧縮積立金	196
		別途積立金	2,140
		繰越利益剰余金	3,095
		自己株式	**△661**
		評価・換算差額等	**527**
		その他有価証券評価差額金	**527**
		純資産合計	**17,197**
資産合計	**69,899**	**負債・純資産合計**	**69,899**

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（2024年２月１日から
2025年１月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		**34,864**
営業収益		**2,785**
**　売上高及び営業収益合計**		**37,649**
売上原価		**33,642**
**　売上総利益**		**4,007**
販売費及び一般管理費		**3,541**
**　営業利益**		**466**
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	2,827	
為替差益	31	
その他	90	2,991
営業外費用		
支払利息	98	
その他	72	170
**　経常利益**		**3,286**
特別利益		
固定資産売却益	51	
投資有価証券売却益	1	
事業整理損失引当金戻入額	109	161
特別損失		
固定資産除却損	5	
関係会社株式評価損	1,900	
減損損失	179	
事業整理損失引当金繰入額	78	2,161
税引前当期純利益		**1,286**
法人税、住民税及び事業税	△37	
法人税等調整額	71	34
当期純利益		**1,252**

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月6日

株式会社トーホー
　取締役会　御中

協立監査法人
　大阪事務所
　代表社員
　業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔

　業務執行社員　公認会計士　水　山　雅　稔

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トーホーの2024年２月１日から2025年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーホー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年３月6日

株式会社トーホー
　取締役会　御中

協立監査法人
　大阪事務所
　代表社員
　業務執行社員　公認会計士　朝　田　　潔

　業務執行社員　公認会計士　水　山　雅　稔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トーホーの2024年２月１日から2025年１月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年２月１日から2025年１月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(１)監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(２)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部門責任者及び協立監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年3月7日

株式会社トーホー　監査役会

常勤監査役　藤田修一㊞

常勤監査役（社外監査役）　中島亨㊞

社外監査役　中川一之㊞

社外監査役　種谷有希子㊞

以　上

TOPICS

第72期の主な取り組み（2024年2月1日～2025年1月31日）

2024年

2月 1日	新中期経営計画（3ヵ年計画）「SHIFT-UP 2027」スタート
20日	A-プライス久太郎町店オープン
3月 6日	A-プライス福山店改装オープン
4月 1日	令和6年能登半島地震の被災地に義援金を寄付
	TOHO Singapore Pte. Ltd.がGolden Ocean Seafood(S) Pte Ltdを吸収合併（両社ともにシンガポールの連結子会社）
17日	A-プライス別府店改装オープン
23日	第71回定時株主総会開催
5月 23日	A-プライス堺店改装オープン
6月 15日	もったいないバナナ使用「EAST BEEフリーカットケーキ ショコラバナナ」発売開始
20日	A-プライス高井戸店改装オープン
9月 2日	トーホー沖縄A-プライス4店舗で初めてフードドライブを開始
12日	A-プライス脇浜店改装オープン
10月 25日	株主優待制度の変更に関するお知らせを発表（2025年1月末日を基準日とする株主優待制度から変更）
28日	「トーホーグループ　サステナウィーク2024」を実施（～11月4日）
11月 8日	A-プライス糸満店改装オープン
17日	エフ・エム・アイが著名シェフを招いた子ども食育料理教室を実施
21日	トーホーストア全店舗の営業が終了
25日	「トーホーグループ統合報告書2024」発刊(Web版)
12月 16日	「トーホーフードサービス横浜支店 横浜DC」営業開始

2025年

1月 16日	社会貢献型株主優待制度などを活用し神戸市の子ども食堂へ食品を寄贈
31日	トーホーストア及びトーホーファームの解散を決議

神戸市を通じて子ども食堂へ食品を寄贈

当社は、社会福祉向上のため、2025年1月に「社会貢献型株主優待制度」および「空き缶のプルタブ回収の換金」を活用し、本社所在地である神戸市を通じて市内の子ども食堂に食品の寄贈を行いました。今回はEAST BEEお子様カレー1,800食分とお米500kgを寄贈し、大変喜んでいただきました。社会貢献型株主優待制度にご協力いただいた株主の皆様、誠にありがとうございました。



「トーホーフードサービス横浜支店　横浜DC」を開設

2024年12月、㈱トーホーフードサービスは神奈川県内の4つの事業所を移転・統合する「横浜支店 横浜DC」を開設いたしました。新拠点では倉庫管理システムに加え、立体型仕分ロボット、複数のオーダーをまとめてピッキングするタブレットカートなど、最新設備を導入し、庫内業務の効率化を図ります。今後は新拠点を基点に神奈川の各エリアの得意先に商品を供給するほか、東京都を中心とする市場については、得意先に近い繁華街に小型の配送拠点（フロントステーション）を複数配置し、新拠点からフロントステーションへの商品供給を行う「マザー&フロント体制」を確立させ、東京都・神奈川県における更なる物流の効率化、営業力の強化に取り組んでまいります。首都圏は国内最大の外食市場です。新拠点を軸に新たな物流、営業体制を構築し、更なるシェア拡大に取り組んでまいります。



トーホーフードサービス横浜支店　横浜DC（1階部分の一部区画）が入居するDPL横浜大黒の外観

「トーホーグループ　サステナウィーク2024」を実施



当社グループ内でのサステナビリティへの理解を深めるとともに、お客様にも当社グループのサステナビリティへの取り組みを知っていただくことを目的に、グループ初の取り組みとなる「トーホーグループ サステナウィーク2024」を実施いたしました。実施期間中（10月28日～11月4日）、㈱トーホーフードサービスでは当社グループが取り扱うサステナブルフードをまとめたチラシを配布、㈱トーホーキャッシュアンドキャリーでは専用陳列コーナーを設置してお客様への認知度向上を図ったほか、グループ各社のコーポレートサイトやSNSも活用して情報発信を行いました。さらに、社内においても本社食堂でサステナブルフードを使用した限定イベントメニューの提供やフードドライブを実施するなど、サステナビリティへの意識の向上を図りました。

中期経営計画では、重点施策の一つに「サステナビリティ経営の推進」を掲げており、今後も持続可能な社会の実現と事業の安定的成長を目指してまいります。

株主優待

当社は、株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、下記のコースから1点をお選びいただけます。

基準日	1月31日（贈呈時期6月下旬頃）			
対象株主様 ＼ 優待品コース	「所有株式数が100株以上」かつ「所有期間が１年未満」の株主様	「所有株式数が100株以上200株未満」かつ「所有期間が１年以上」の株主様	「所有株式数が200株以上400株未満」かつ「所有期間が１年以上」の株主様	「所有株式数が400株以上」かつ「所有期間が１年以上」の株主様
寄付コース	寄付金額 1,000円	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円
割引券コース	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 200枚	お買物割引券 100円 × 400枚
商品コース	―	toho coffeeセット	オリジナル商品セット または toho coffeeセット	オリジナル商品セット または toho coffeeセット

商品の一例







(注)1.「所有期間が１年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日（１月31日）とその前年の７月31日、１月31日の株主名簿に連続して３回以上、記載または記録されている株主様となります。
2. 優待品コースの選択方法及び商品の内容は、毎年3月下旬から４月上旬頃を目途に郵送にてご案内いたします。

※詳しくは当社ホームページをご確認ください。(https://www.to-ho.co.jp)
※株主優待制度について、ご不明な点がございましたら㈱トーホー コーポレート・コミュニケーション部（TEL.078-845-2523）までお問い合わせください。

株主メモ

事業年度	毎年２月１日より翌年１月31日まで
定時株主総会	毎年４月
期末配当金受領株主確定日	毎年１月31日
中間配当金受領株主確定日	毎年７月31日
株主名簿管理人および特別口座の口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目５番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031（フリーダイヤル） 受付時間 午前９時～午後５時（土日休日を除く） 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
公告方法	電子公告により行います。 公告掲載 URL. https://www.to-ho.co.jp ただし、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。

（お知らせ）
特別口座に関する手続き書類につきましては、三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトでご請求いただけます。
https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

株主総会会場ご案内

開催場所

●神戸ポートピアホテル本館地下１階「偕楽の間」
神戸市中央区港島中町６丁目10番地１
電話 078-302-1111

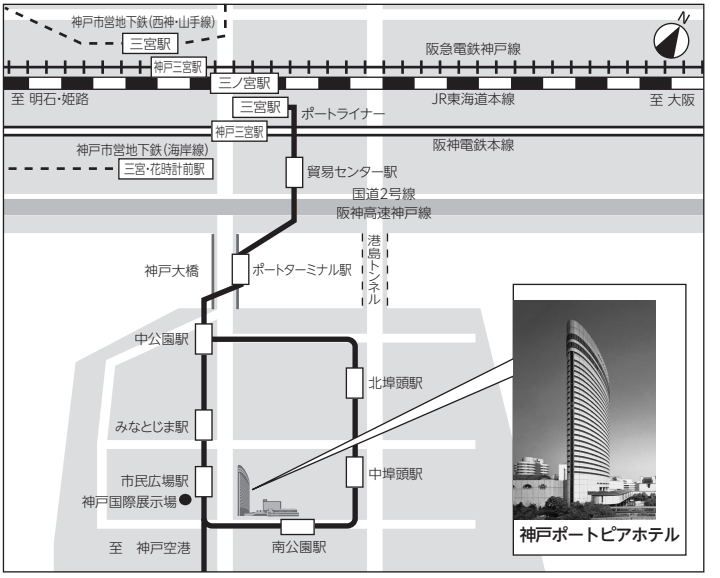

交通

●神戸新交通ポートアイランド線(ポートライナー)
「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分
「市民広場駅」から徒歩約５分

※シャトルバスのご案内
JR三ノ宮駅南側「ミント神戸1階(三宮バスターミナル)」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。

ホームページのご案内

●ホームページのご案内
https://www.to-ho.co.jp

トーホー　検索



株主・投資家の皆様に、下記情報を含めた
最新のニュース・トピックスを公開しております。
■財務ハイライト　■決算短信　■月次売上速報　■IRスケジュール　など

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。